

県南広域振興局長告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年1月10日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600065	相談支援事業所ひだまり北上	北上市本石町一丁目2番10号	社会福祉法人岩手ひだまり会	平成29年1月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330600065	相談支援事業所ひだまり北上	北上市本石町一丁目2番10号	社会福祉法人岩手ひだまり会	平成29年1月1日